

京丹後市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年11月19日

京丹後市監査委員 河 嶋 重 春

京丹後市監査委員 多 賀 野 一 彦

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

京丹後市監査委員

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

監査の実施に当たっては、令和6年度の出納その他の事務事業の執行を対象とした。監査の対象施設及び指定管理者は、管理業務内容や運営の実態等を勘案し、協議により次の指定管理者を選定した。

監査対象施設名	指定管理者	所管課
京丹後市てんきてんき村関連施設 京丹後市宇川温泉よし野の里	株式会社ラソクラフト	商工観光部/ 観光振興課
京丹後市天女の里交流施設	株式会社技研サービス	

第3 監査の実施期間

書類審査 令和7年10月15日から令和7年11月17日まで

説明聴取 令和7年11月5日

第4 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

1 指定管理者関係

- (1) 施設は、関係法令、基本協定書等に基づき適切に管理されているか。
- (2) 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 施設の管理に係る会計処理は、適正に行われているか。
- (4) 事業計画書、事業報告書等は、適正に作成し提出されているか。
- (5) 施設管理に係る諸規程は、整備されているか。

2 所管課関係

- (1) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- (2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書等により適正に行われているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、手続等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。

第5 監査の方法

指定管理者及び所管課から事前に関係書類、帳簿等の提出又は提示を求め、監査の着眼点に沿って書類審査を行うとともに、必要に応じて指定管理者、所管課の課長等に質問する方法により実施した。また、現地に赴き、指定管理者等の立会いの下、施設の概要について説明を受けた。

第6 監査の結果

指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他事務の執行状況及び所管課の指定管理者に係る事務の執行状況について、一部に留意すべき事項が見受けられたので、内容を十分に把握し、必要な措置を講じられたい。

第7 監査の概要

1 施設の概要

(1) 京丹後市てんきてんき村関連施設 京丹後市宇川温泉よし野の里

名 称	京丹後市宇川温泉よし野の里
所 在 地	京丹後市丹後町久僧1562番地
設置条例	京丹後市てんきてんき村関連施設条例
構 成	本館（温泉浴室等）、宿泊棟、その他附属施設
利用時間	浴室 午前11時から午後9時 宿泊室 午後4時から翌日午前10時 その他 午前9時から午後6時
休 館 日	木曜日（ただし祝日、5月GW、海水浴期間、年末年始を除く） 上記以外（12月から3月 第1、3、5週 水・木曜日 第2、4週 木曜日）

指定管理者

株式会社ラソクラフト

指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

指定管理料

14,767,000円（令和6年度）

設置目的

豊かな自然とふれあい、農山漁村の生活文化の実践及び体験を通して、市民と都市住民との交流を図り、もって農林漁業の振興及び地域の活性化並びに住民福祉の増進に資するため設置した施設である。

（2）京丹後市天女の里交流施設

名 称 京丹後市天女の里交流施設

所在地 京丹後市峰山町鱒留1642番地

設置条例 京丹後市天女の里交流施設条例

構 成 総合交流ターミナル棟、コテージ（4棟）、その他附属施設

利用時間 宿泊 午後2時から翌日午前10時

休憩 午前9時から午後5時

総合交流ターミナル棟 午前9時から午後10時

休業日 なし

指定管理者

株式会社技研サービス

指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

指定管理料

11,043,000円（令和6年度）

設置目的

地域農業の振興と住民の生活向上を図るため、豊かな自然を活用した都市と農村との交流活動の拠点として設置した施設である。

2 業務内容

主な業務は、以下のとおりである。

- (1) 管理施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 管理施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 管理施設の利用許可に関する業務
- (4) 管理施設の利用料金の徴収に関する業務
- (5) その他、市又は指定管理者が必要と認める業務

3 監査の結果・意見

(1) 京丹後市宇川温泉よし野の里

令和6年度は、宿泊者数、温泉利用者とも前年度より若干増加している一方、飲食部門については、令和6年9月に2店舗のうち1店舗が閉店したため、売上が約24%減少したが、利用者確保のため、ニーズの把握に努め、それらに対応したサービス提供等に努力され、地域住民の利用も多く、地域交流の場づくりに寄与している。

飲食関係の仕入高に対し飲食売上が低いが、その要因が宿泊料に飲食代が含まれているからとの説明であった。宿泊料に飲食代が含まれているのであれば、経理を別々に管理するなど経営分析ができるように検討されたい。

業務仕様書では、備品管理台帳を作成し、管理物品及び指定管理者が調達した物品の管理を行うこととしており、台帳に記載する事項についても示されている。市と指定管理者の財産を適切に管理するためにも、記載内容を検討し改善されたい。

また、事業計画書と事業報告書に記載してある計画数値に相違がある点については、指定管理者の公募時の計画の数字ではなく、社会変動も踏まえ、適切な数値にする必要がある。

(2) 京丹後市天女の里交流施設

コテージ、キャンプ場の利用者数は前年度と比べ大きく減少しているが、利用料の改定の影響もあり、収入は若干の減少となっている。

施設は平成12年度に開所しており、25年が経過しているため、木造で風雨にさらされているキャンプサイトなどは老朽化しているが、修繕についても現状復旧するだけでなく、利用者が利用しやすいよう、必要に応じ適切に修繕されていることが確認できた。

備品管理については、台帳を作成し、管理物品及び指定管理者が調達した物品の管理を行うこととなっており、台帳に記載する事項についても示されている。指定管理者が調達した物品は、別途本社の方で管理がされているとのことであったが、日常管理も含め、現場で速やかに判断対応するためにも、当該施設に備品管理台帳を設置されたい。

引き続き地域住民の交流や市外からの利用者も、安定した利用に繋がるよう運営に努めていただきたい。

(3) 所管課関係

指定管理者は、指定管理業務を一括して委託することはできないが、承認を受けた上で委託することができる。

所管課は、指定管理者と現状を共有し、協定書等に定める手続きが行えるよう指導等を行う必要があるが、第三者委託における承認について、一部、届出の確認できないものがあった。

基本協定書や業務仕様書において、市への届出、報告が必要とされているものは、漏らすことなく規定を順守するよう努められたい。

また承認申請等の手続きにおいて、收受文書への受付印や、起案への施行日、完了日等の記入がされていないものがあったが、適切な事務の執行に努められたい。